

平成 25 年 度

浜田市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

浜 田 市 監 査 委 員

監 第 117 号
平成 26 年 8 月 15 日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市監査委員 矢 富 嗣 敏

浜田市監査委員 道 下 文 男

平成 25 年度浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により
審査に付された平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査
しましたので、次のとおり審査意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	算定対象会計	2
2	健全化判断比率	3
(1)	実質赤字比率	3
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	7
(4)	将来負担比率	10
3	資金不足比率	19
(1)	法適用企業	19
(2)	法非適用企業	20
第5	まとめ	21

(注)

- 1 文中及び各表中の比率の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
したがって、比率の合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 「0.0」とは、0又は表示単位未満のものである。
- 3 「-」とは、該当数値がないもの、算出不能又は不要であるものである。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。

平成 25 年度 浜田市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 審査の対象

- (1) 平成 25 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）（以下「財政健全化法」という。）第 3 条に定める次の比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - ア 実質赤字比率
 - イ 連結実質赤字比率
 - ウ 実質公債費比率
 - エ 将来負担比率
- (2) 平成 25 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に基づく財政健全化法第 22 条に定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 26 年 6 月 20 日から平成 26 年 8 月 15 日まで

第 3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、財政健全化法その他関係法令等に従い適正に作成されているかを、関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成され、その算定は概ね適正であると認めた。

なお、是正改善を要する事項は特にない。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	(該当なし)					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
		国民健康保険特別会計（直診勘定）					
		駐車場事業特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
	公営企業に係る会計（法適用企業）	水道事業会計					
		工業用水道事業会計					
	公営企業に係る会計（法非適用企業）	簡易水道事業特別会計					
		公共下水道事業特別会計					
		農業集落排水事業特別会計					
		漁業集落排水事業特別会計					
		生活排水処理事業特別会計					
		国民宿舎事業特別会計					
		公設水産物仲買売場特別会計					
一部事務組合、広域連合	島根県市町村総合事務組合	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
	島根県後期高齢者医療広域連合						
	浜田地区広域行政組合						
	浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合						
地方公社、第三セクター等※	浜田市土地開発公社	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		

※損失補償契約等をしている第三セクター等はない。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

表1 健全化判断比率の推移

[単位：％]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	早期健全化基準	財政再生基準	
(1) 実質赤字比率	- (△1.60)	- (△1.67)	- (△1.81)	下欄参照※	20.00	
増減（前年比）	(0.72)	(△0.07)	(△0.14)			
(2) 連結実質赤字比率	- (△6.54)	- (△7.49)	- (△7.74)	下欄参照※	30.00	
増減（前年比）	(0.12)	(△0.95)	(△0.25)			
(3) 実質公債費比率	15.8	14.5	13.4	25.0	35.0	
増減（前年比）	△1.6	△1.3	△1.1			
(4) 将来負担比率	129.3	118.8	115.8	350.0	-	
増減（前年比）	△7.3	△10.5	△3.0			
早期 健全化 基準	実質赤字比率	12.47	12.48	12.46	-	-
	算定値と基準値の差	(14.07)	(14.15)	(14.27)		
	連結実質赤字比率	17.47	17.48	17.46	-	-
	算定値と基準値の差	(24.01)	(24.97)	(25.20)		

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「-」で表示した。なお、計算結果に基づく数値を参考として（）書きで表示した。参考値は、赤字でないため負の値とした。

ア 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため該当の数値はない。

イ 実質公債費比率は 13.4％で、前年度に比べ 1.1 ポイント改善している。なお、早期健全化基準（25.0％）、財政再生基準（35.0％）を下回っている。

ウ 将来負担比率は 115.8％で、前年度に比べて 3.0 ポイント改善している。なお、早期健全化基準（350.0％）を下回っている。

エ 本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、同会計における資金ショートの大きさ（財政運営の深刻度）を示すものである。比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

本市の実質収支額(A)は、369,645千円の黒字となっており、実質赤字比率は算定されないことを確認した。なお、参考としての比率を求めたところ△1.81％となり、前年度に比べ 0.14 ポイントの改善となっている。自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（12.46％）との差は 14.27 ポイントとなっている。

実質収支額 369,645 千円は、前年度に比べ 30,848 千円 (9.1%) の増加となっている。歳入が、学校建設等に伴う国庫支出金の増加や地方債の増加等により、前年度に比べ 2,104,616 千円の増加となっている一方で、歳出も、平成 25 年 8 月の豪雨災害に伴う災害復旧費の増加や国の平成 24 年度補正に伴う「地域の元気臨時交付金」に係る事業の実施により、前年度に比べ 1,972,608 千円の増加となっている。この結果、歳入歳出差引額は 132,008 千円の増加となり、翌年度に繰り越すべき財源 (101,160 千円増加) を引いた実質収支も 30,848 千円の増加となっている。

表 2 実質赤字比率 (参考値) の推移

[単位: %]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減
実質赤字比率 (A / B)	△1.60	△1.67	△1.81	△0.14

表 3 一般会計等における収支の状況

[単位: 千円、%]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
歳入総額	37,705,418	37,737,867	39,842,483	2,104,616	5.6
歳出総額	37,320,790	37,289,458	39,262,066	1,972,608	5.3
歳入歳出差引額	384,628	448,409	580,417	132,008	29.4
翌年度に繰り越すべき財源	58,911	109,612	210,772	101,160	92.3
一般会計等実質収支額 (A)	325,717	338,797	369,645	30,848	9.1

平成 25 年度の標準財政規模 (B) は、標準税収入額等 8,122,299 千円 (1.6%増加)、普通交付税額 10,867,285 千円 (0.6%増加)、臨時財政対策債発行可能額 1,424,523 千円 (2.8%増加) の合計額 20,414,107 千円である。標準財政規模は前年度に比べ 226,211 千円 (1.1%) の増加となっている。

標準税収入額等の増加は、主に市民税 (所得割、法人税割) の増加によるものである。

表 4 標準財政規模の内訳

[単位: 千円、%]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
標準税収入額等	8,266,370	7,994,661	8,122,299	127,638	1.6
普通交付税額	10,692,655	10,806,946	10,867,285	60,339	0.6
臨時財政対策債発行可能額	1,348,069	1,386,289	1,424,523	38,234	2.8
合計 (標準財政規模) (B)	20,307,094	20,187,896	20,414,107	226,211	1.1

(注) 標準財政規模とは、地方公共団体の市税・譲与税・普通交付税などの標準的な規模を示すもの。

健全化判断比率は、標準財政規模に対する比率であるため、標準財政規模の拡大は健全化判断比率の改善要因となっている。また、基準財政需要額に算入される公債費には、交付税措置の手厚い有利な過疎債や合併特例債を利用したり、控除財源に影響のない地方債の繰り上げ償還を行うなどの取り組みにより、指標の改善が図られている。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、すべての会計における実質収支額及び資金剰余金（あるいは不足額）の合計額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等と特別会計及び公営企業会計における実質収支と資金収支を合計することにより、地方公共団体全体での経営状態を明らかにするものである。比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A+B)}}{\text{標準財政規模 (C)}}$$

本市の連結実質収支額(A+B)は、1,580,433千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は算定されないことを確認した。なお、参考としての比率を求めたところ△7.74%となり、前年度に比べ0.25ポイントの改善となっている。自主的な改善努力による財政健全化を図るための早期健全化基準（17.46%）との差は25.20ポイントとなっている。

連結実質収支額は、1,580,433千円で、前年度に比べ67,506千円（4.5%）の増加となっている。これは主に、水道事業会計と工業用水道事業会計で流動資産（主に現金預金）が増加し、流動負債（主に未払金）が減少したことにより剰余金が増加したことによるものである。

表5 連結実質赤字比率（参考値）の推移

[単位：%]

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増 減
連結実質赤字比率（(A+B) / C）	△6.54	△7.49	△7.74	△0.25

表6 各会計における連結実質収支の状況

[単位：千円、%]

会計名		実質収支額／資金不足・剰余額					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	増 減	増減率	
一般会計等 (A)	一般会計	325,717	338,797	369,645	30,848	9.1	
公営事業会計 (B)	業別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	103,903	147,161	68,996	△78,165	△53.1
		国民健康保険特別会計（直診勘定）	0	0	0	0	-
		駐車場事業特別会計	4,014	91	5,011	4,920	5,406.6
		後期高齢者医療特別会計	△18	15,201	13,348	△1,853	△12.2
	業（法）適用（公営企業）	水道事業会計	461,951	565,512	665,405	99,893	17.7
		工業用水道事業会計	430,155	444,049	455,275	11,226	2.5
	（法非適用）公営企業	簡易水道事業特別会計	435	334	588	254	76.0
		公共下水道事業特別会計	111	59	53	△6	△10.2
		農業集落排水事業特別会計	111	1,406	51	△1,355	△96.4
		漁業集落排水事業特別会計	5	5	3	△2	△40.0
		生活排水処理事業特別会計	31	18	0	△18	皆減
		国民宿舎事業特別会計	0	0	0	0	-
		公設水産物仲買売場特別会計	2,197	294	2,058	1,764	600.0
合計（連結実質収支額）(A+B)		1,328,612	1,512,927	1,580,433	67,506	4.5	
標準財政規模 (C)		20,307,094	20,187,896	20,414,107	226,211	1.1	

ア 公営事業会計に対する一般会計等からの繰出金について

公営企業について、平成 25 年度に繰出基準を超える額の繰り出しがあった事業は、水道事業、工業用水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業、国民宿舎事業の 8 つの事業である。

表 7 公営企業に係る他会計からの繰出金等の状況

[単位：千円]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	内、基準内繰出	内、基準外繰出
水道事業会計	146,101	141,398	134,059	7,503	126,556
工業用水道事業会計	10,736	487	447	0	447
簡易水道事業特別会計	421,923	472,516	508,166	388,703	119,463
公共下水道事業特別会計	230,053	225,241	261,759	197,978	63,781
農業集落排水事業特別会計	221,201	255,824	236,945	191,345	45,600
漁業集落排水事業特別会計	50,411	44,183	41,267	39,834	1,433
生活排水処理事業特別会計	19,696	22,241	31,092	9,231	21,861
国民宿舎事業特別会計	38,620	57,163	65,503	0	65,503
合 計	1,138,741	1,219,053	1,279,238	834,594	444,644

(注) 農業集落排水事業の金額は、個別排水処理事業に係る繰出金を含めた金額。

また、その他の特別会計（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計）についても、国民健康保険特別会計（事業勘定）、国民健康保険特別会計（直診勘定）、後期高齢者医療特別会計において、一般会計等からの多額の繰出金が生じている。

全ての事業において赤字は生じていないものの、一般会計等からの基準を超える繰り出し等によって収支均衡を確保している点には留意しておく必要がある。

表 8 公営事業に係る他会計からの繰出金等の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
国民健康保険特別会計（事業勘定）	454,892	400,776	427,474	26,698	6.7
国民健康保険特別会計（直診勘定）	52,699	52,939	71,461	18,522	35.0
後期高齢者医療特別会計	957,251	962,561	989,956	27,395	2.8
合 計	1,464,842	1,416,276	1,488,891	72,615	5.1

(注) 後期高齢者医療特別会計への繰出金額は、後期高齢者医療広域連合への繰出も含めた金額。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているか（資金繰りの危険度）を示すものである。ただし、普通交付税算定上、基準財政需要額に算入される額は控除される。比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

(3ヵ年平均)

この比率が18%を超えると、地方債発行許可団体に移行することとされている。

本市の実質公債費比率は、13.4%で、前年度と比べ1.1ポイント改善しており、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。また、単年度で比較してみると、当年度は12.47%となり、前年度に比べ1.07ポイント改善している。

比率が改善した主な要因は、平成18年度から平成25年度に実施した地方債の繰上償還や公費債に準ずる債務負担行為に係る繰上償還により元利償還金等が減少したことによるものである。

表9 実質公債費比率の推移

[単位：%]

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増 減
実質公債費比率（3ヵ年平均） ((A+B)-(C+D)) / (E-D)	15.8	14.5	13.4	△1.1

表10 実質公債費比率の内訳

[単位：千円、%]

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増 減	増減率	
(分子)	地方債の元利償還金(A) (公債費充当一般財源等)	5,018,915	4,892,194	4,765,575	△126,619	△2.6
	準元利償還金(B)	1,301,684	1,373,696	1,418,540	44,844	3.3
	特定財源(控除)(C)	109,854	167,640	179,124	11,484	6.9
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)(D)	3,874,805	3,891,795	3,951,654	59,859	1.5
分子合計 (A+B)-(C+D)	2,335,940	2,206,455	2,053,337	△153,118	△6.9	
(分母)	標準財政規模(E)	20,307,094	20,187,896	20,414,107	226,211	1.1
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)(D)	3,874,805	3,891,795	3,951,654	59,859	1.5
分母合計 (E-D)	16,432,289	16,296,101	16,462,453	166,352	1.0	
実質公債費比率(単年度)	14.22	13.54	12.47	△1.07	-	
実質公債費比率(3ヵ年平均)	15.8	14.5	13.4	△1.1	-	

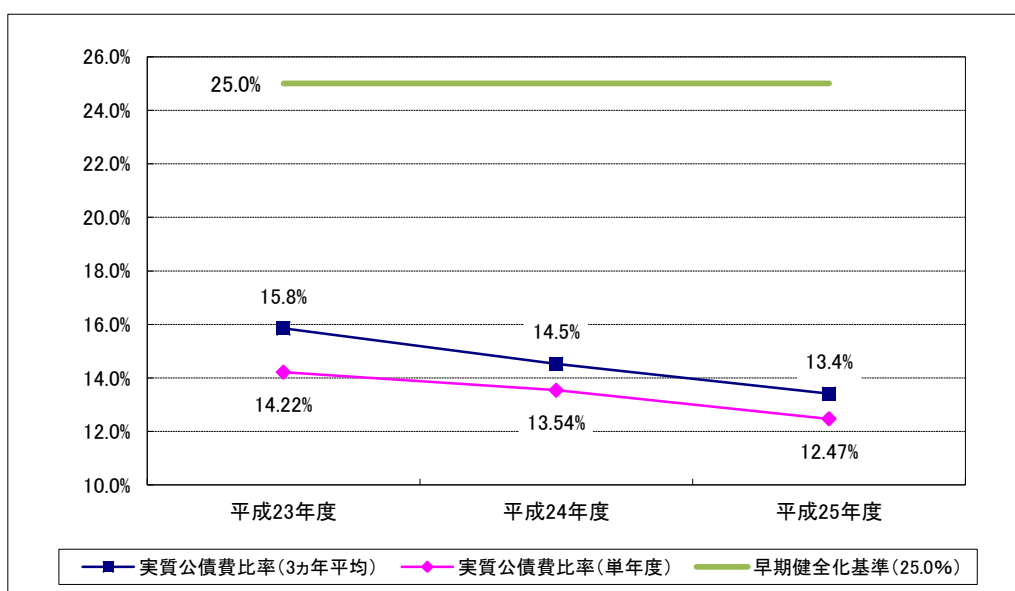


図1 実質公債比率の推移

ア 元利償還金、準元利償還金の状況について

元利償還金及び準元利償還金(A+B)は6,184,115千円で、前年度に比べ81,775千円(1.3%)の減少となっている。

なお、準元利償還金の各項目については、以下のとおり計上されている。

- ① 満期一括償還地方債の1年あたり元金償還金として、市場公募債(浜田きらめき債)の1年あたりの元金償還金相当額16,667千円が計上されている。
- ② 公営企業に係る地方債償還金として、償還財源と認められる繰入金の額が計上されている。主な増加の要因は、簡易水道統合、下水道整備によるものである。
- ③ 一部事務組合に係る地方債償還金として、一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金378,812千円(前年度比70千円増加)が計上されている。
- ④ 公債費に準ずる債務負担額として、福祉施設建設資金償還助成、井野地区県営圃場整備事業の元利償還金が計上されている。

表11 元利償還金、準元利償還金の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増 減	増減率
元利償還金(一般会計等)	5,018,915	4,892,194	4,765,575	△126,619	△2.6
準元利償還金	1,301,684	1,373,696	1,418,540	44,844	3.3
満期一括償還地方債の1年あたり元金償還金	23,333	20,000	16,667	△3,333	△16.7
公営企業に係る地方債償還金	893,521	969,217	1,017,539	48,322	5.0
水道事業会計	89,596	96,199	103,144	6,945	7.2
工業用水道事業会計	10,258	84	81	△3	△3.6
国民宿舎事業特別会計	17,862	36,210	37,688	1,478	4.1
国民健康保険特別会計(直診勘定)	3,955	4,183	5,433	1,250	29.9
簡易水道事業特別会計	392,263	419,121	427,499	8,378	2.0
公共下水道事業特別会計	165,278	178,466	201,522	23,056	12.9

	農業集落排水事業特別会計	166,426	185,583	191,755	6,172	3.3
	漁業集落排水事業特別会計	42,886	41,575	39,896	△1,679	△4.0
	生活排水事業特別会計	4,997	7,796	10,521	2,725	35.0
	一部事務組合に係る地方債償還金	378,873	378,742	378,812	70	0.0
	公債費に準ずる債務負担額	5,957	5,737	5,522	△215	△3.7
	合 計 (A+B)	6,320,599	6,265,890	6,184,115	△81,775	△1.3

イ 特定財源の状況について

元利償還金から控除される特定財源(C)は179,124千円で、前年度に比べ11,484千円(6.9%)の増加となっている。

貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金は、地域総合整備資金貸付金及び県貸付金により、民間事業者が施設整備等を行う経費として、市が借り入れをして貸し付けたものに対する元利償還金である。

公営住宅使用料は、現年度分の使用料から維持管理費等に充当した残余额が計上されている。

その他の特定財源は、指定管理者納付金(美又温泉保養センター分978千円、リフレパークきんたの里分3,424千円)、携帯電話等エリア整備事業元利償還補助金(島根県)285千円、埋立処分地施設整備事業元利償還負担金(江津市)1,512千円の合計6,199千円が計上されている。

表 12 特定財源の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	29,681	77,403	80,887	3,484	4.5
公営住宅使用料	78,063	86,377	92,038	5,661	6.6
その他	2,110	3,860	6,199	2,339	60.6
合 計 (C)	109,854	167,640	179,124	11,484	6.9

ウ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)は3,951,654千円で、前年度に比べ59,859千円(1.5%)の増加となっている。増加の要因は、過疎債及び合併特例債の増加である。平成27年度までの集中投資期間分として交付税措置の手厚い有利な地方債である過疎債や合併特例債などを利用したため、災害復旧費等に係る基準財政需要額が増加している。一方で、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費は、臨時地方道整備事業債、義務教育施設整備事業債等が該当するが、現在は交付税措置がない又は措置率が低いことから新たな借入れを行っていないため減少している。

表 13 元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況

〔単位：千円、％〕

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（注 1）	881,741	831,898	797,109	△34,789	△4.2
内、準元利償還金に係るもの	228,689	197,855	199,994	2,139	1.1
災害復旧費等に係る基準財政需要額（注 2）	2,852,534	2,916,033	3,006,713	90,680	3.1
内、準元利償還金に係るもの	372,602	405,183	373,587	△31,596	△7.8
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	140,530	143,864	147,832	3,968	2.8
内、準元利償還金に係るもの	87,970	88,786	91,492	2,706	3.0
合 計 (D)	3,874,805	3,891,795	3,951,654	59,859	1.5
内、準元利償還金に係るもの	689,261	691,824	665,073	△26,751	△3.9

(注 1) 道路橋りょう費や清掃費等の償還金が主なものである。

(注 2) 過疎対策事業債、臨時財政対策債及び合併特例債等の償還金が主なものである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来的に負担する実質債務から充当可能財源を控除した額の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものである。

連結ストックベースでの一般会計等の実質的な将来負担をみる指標であり、健全化 4 指標の中で最も重要な指標と言える。連結の対象としては、公営企業、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等が含まれ、健全化 4 指標の中では対象となる会計の範囲が最も広い。比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (A) - 充当可能な財源 (基金・特定歳入等) (B)}}{\text{標準財政規模 (C) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)}}$$

本市の将来負担比率は 115.8% で、前年度に比べ 3.0 ポイント改善しており、早期健全化基準 (350%) を下回った数値となっている。これは、分子の将来負担額 (A) 77,509,205 千円から充当可能財源等 (B) 58,436,305 千円を差し引いた負担額 (A-B) 19,072,900 千円が前年度に比べ 291,373 千円 (1.5%) 減少し、分母の標準財政規模等 (C-D) が 166,352 千円 (1.0%) 増加したことによるものである。

この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いと言える。

表 14 将来負担比率の推移

〔単位：％〕

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減
将来負担比率 ((A-B) / (C-D))	129.3	118.8	115.8	△3.0

表 15 将来負担額等の状況

[単位：千円、%]

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
(分子)	将来負担額 (A)	76,431,882	76,924,566	77,509,205	584,639	0.8
	充当可能財源等 (B)	55,183,332	57,560,293	58,436,305	876,012	1.5
分子 計 (A-B)		21,248,550	19,364,273	19,072,900	△ 291,373	△ 1.5
(分母)	標準財政規模 (C)	20,307,094	20,187,896	20,414,107	226,211	1.1
	算入公債費等の額 (控除) (D)	3,874,805	3,891,795	3,951,654	59,859	1.5
分母 計 (C-D)		16,432,289	16,296,101	16,462,453	166,352	1.0

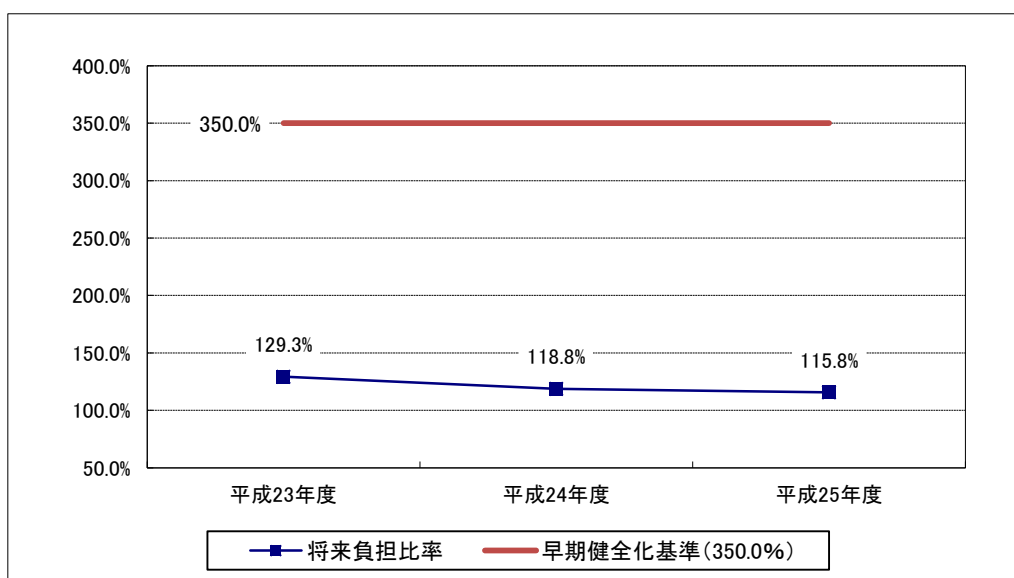


図 2 将来負担比率の推移

ア 将来負担額の状況について

将来負担額(A)は 77,509,205 千円で、昨年度に比べ 584,639 千円 (0.8%) の増加となっている。これは、平成 27 年度までに集中的に投資を行うこと及び災害復旧事業による影響が表れたものである。

なお、集中投資には、合併特例債や過疎債等の交付税算入の大きい有利な地方債を積極的に活用するなど、将来負担比率の悪化を抑える取り組みがされている。

表 16 将来負担額の内訳

[単位：千円、%]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
地方債の残高	51,083,369	52,125,145	52,986,142	860,997	1.7
債務負担行為による支出予定額	15,314	10,205	5,101	△5,104	△50.0
公営企業債等繰入見込額	16,400,199	16,412,440	16,533,134	120,694	0.7
組合負担等見込額	3,158,563	2,828,448	2,493,183	△335,265	△11.9
退職手当負担見込額	5,774,437	5,548,328	5,491,645	△56,683	△1.0
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0	-
内、土地開発公社	0	0	0	0	-
内、第三セクター等	0	0	0	0	-

連結実質赤字額	0	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0	-
将来負担額 (A)	76,431,882	76,924,566	77,509,205	584,639	0.8

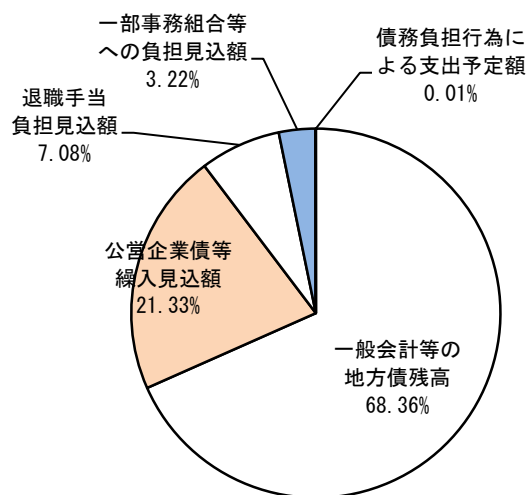


図3 将来負担額（平成25年度）の構成比率

(7) 地方債の残高について

地方債の残高は52,986,142千円で、前年度に比べ860,997千円（1.7%）増加している。

地方債の残高の主な内訳は、一般単独事業債18,976,667千円、過疎対策事業債12,964,373千円、臨時財政対策債10,780,038千円となっている。なお、残高には満期一括償還地方債の償還財源となる積立金200,000千円が含まれている。

表17 地方債残高の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	増 減	増減率
公共事業等債	1,959,799	1,627,327	1,321,425	△305,902	△18.8
公営住宅建設事業債	900,294	860,185	1,009,101	148,916	17.3
災害復旧事業債	111,255	97,552	373,749	276,197	283.1
緊急防災・減災事業債	193,300	837,500	837,500	0	0.0
全国防災事業債	-	-	50,800	50,800	皆増
教育・福祉施設等整備事業債	2,528,784	2,309,221	2,089,994	△219,227	△9.5
一般単独事業債	19,304,627	18,924,799	18,976,667	51,868	0.3
辺地対策事業債	728,131	687,042	641,515	△45,527	△6.6
過疎対策事業債	9,815,389	11,459,791	12,964,373	1,504,582	13.1
厚生福祉施設整備事業債	10,674	3,682	3,247	△435	△11.8
国の予算貸付・政府関係機関貸付債	553,299	520,120	487,451	△32,669	△6.3
財源対策債	727,909	635,587	541,541	△94,046	△14.8
減収補填債（S57.61.H5-7.9-25）	50,792	5,866	671	△5,195	△88.6
臨時財政特別債	23,819	14,494	11,571	△2,923	△20.2

減税補填債	747,753	559,448	371,204	△188,244	△33.6
臨時税収補填債	162,867	137,007	110,626	△26,381	△19.3
臨時財政対策債	10,535,985	10,900,282	10,780,038	△120,244	△1.1
調整債(H60-63)	4,505	0	0	0	-
都道府県貸付金	455,544	414,138	363,528	△50,610	△12.2
その他	1,988,643	1,931,104	1,851,141	△79,963	△4.1
満期一括償還地方債の償還積立金	280,000	200,000	200,000	0	0.0
合 計	51,083,369	52,125,145	52,986,142	860,997	1.7

(イ) 債務負担行為による支出予定額について

債務負担行為に基づく支出予定額には、地方債をその財源とすることができる経費に係る支出予定額のうち、平成26年度以降の元金分が計上されている。

平成26年度以降の一般会計の債務負担行為支出予定額4,519,425千円のうち、地方財政法第5条各号に規定する経費5,101千円が将来負担として計上されている。内訳は、福祉施設建設資金償還助成5,100千円、井野地区県営圃場整備事業1千円である。なお、計上の対象となるのは当年度末までに契約の相手方が履行を完了し債務が確定したが、その支払いを翌年度以降に先送りしているものに限られ、指定管理者に係る債務負担や長期継続契約によるリース契約、複数年度に亘る工事契約額等は含まれない。

(ウ) 公営企業債等繰入見込額について

公営企業債等繰入見込額では、水道事業会計や公共下水道事業会計等に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額16,533,134千円が計上されている。前年度に比べ120,694千円(0.7%)増加している。

一般会計からの繰入見込額の主なものは、簡易水道事業への5,027,963千円(前年度比0.1%増加)、公共下水道事業への4,862,350千円(前年度比1.0%増加)、農業集落排水事業への4,574,809千円(前年度比2.1%増加)である。なお、駐車場事業と公設水産物仲買売場は、償還に係る一般会計等からの繰入れは発生していない。

表18 公営企業の償還財源と認められる繰入金見込額の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増 減	増減率
水道事業会計	1,033,096	1,371,827	1,364,030	△7,797	△0.6
工業用水道事業会計	79,841	49,627	22,913	△26,714	△53.8
簡易水道事業特別会計	5,290,549	5,022,685	5,027,963	5,278	0.1
公共下水道事業特別会計	4,859,840	4,816,144	4,862,350	46,206	1.0
農業集落排水事業特別会計	4,464,939	4,481,263	4,574,809	93,546	2.1
漁業集落排水事業特別会計	424,999	393,189	358,952	△34,237	△8.7
生活排水処理事業特別会計	104,286	120,896	158,145	37,249	30.8
国民宿舎事業特別会計	116,423	133,205	140,767	7,562	5.7
国民健康保険特別会計(直診勘定)	26,226	23,604	23,205	△399	△1.7
合 計	16,400,199	16,412,440	16,533,134	120,694	0.7

(イ) 組合負担等見込額について

組合等負担見込額では、浜田地区広域行政組合のごみ処理施設に係る地方債現在高に浜田市と江津市の負担按分割合を考慮した額 2,493,183 千円が計上されており、前年度に比べ 335,265 千円 (11.9%) の減少となっている。主な要因は、新たな施設建設がなく、起債の償還により地方債残高が減少していることによるものである。

表 19 組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額の状況

[単位：千円、%]

組合の名称	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
浜田地区広域行政組合	3,158,563	2,828,448	2,493,183	△335,265	△11.9

(オ) 退職手当負担見込額について

退職手当負担見込額は 5,491,645 千円が計上されており、前年度に比べ 56,683 千円 (1.0%) 減少している。また、一般職・特別職対象職員数は 616 人 (前年度比 21 人減) と減少している。

表 20 退職手当負担見込額の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
一般職員に属する職員分	6,022,853	6,033,050	5,987,589	△45,461	△0.8
内、基本額	5,629,593	5,660,426	5,617,722	△42,704	△0.8
内、調整額	393,260	372,624	369,867	△2,757	△0.7
特別職員に属する職員	29,380	38,949	13,223	△25,726	△66.1
組合等積立過不足額	277,796	523,671	509,167	△14,504	△2.8
合計 (将来負担額)	5,774,437	5,548,328	5,491,645	△56,683	△1.0
職員数 (人) : 一般職及び特別職	648	637	616	△21	△3.3

(注) 公営企業及び特別会計の職員 69 名 (水道事業 19 名、工業用水道事業 3 名、簡易水道事業 5 名、下水道事業 10 名、国民健康保険事業 27 名、後期高齢者医療事業 4 名、駐車場事業 1 名) に係る退職手当支給見込額は、算定ルール上、計上されていない。

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額について

a 土地開発公社

土地開発公社に係る将来負担見込額は計上されていない。土地開発公社の負債額 49,641 千円 (前年度比 499,857 千円、91.0%減少) から、現金預金や売却可能資産等の合計 785,424 千円を差し引いてプラス (735,783 千円) となるためである。

表 21 設立法人の負債額等負担見込額の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
負 債	619,736	549,498	49,641	△499,857	△91.0
資 産	1,247,018	1,180,527	785,424	△395,103	△33.5
現金預金	89,024	187,740	252,286	64,546	34.4
事業未収金	0	0	0	0	-

5号土地	0	0	0	0	-
2号土地	1,004,878	848,556	383,365	△465,191	△54.8
賃貸事業用地	153,116	144,231	149,773	5,542	3.8
差引き	627,282	631,029	735,783	104,754	16.6

b 第三セクター等

損失補償契約等をしている団体のみが対象となる。よって、損失補償契約等をしている団体はないため、将来負担見込額は発生していない。

ただし、財政状態及び経営状況が悪化しており、実質的に団体債務に関して一般会計等からの財政的負担が発生する懸念のあるものについては、今後も経営状況等を注視し、関与度合いに応じ、適切で時宜を得た指導、監督を行われたい。

(キ) 連結実質赤字額について

一般会計及び公営事業会計における連結実質赤字は発生していない。

(ク) 組合連結実質赤字額負担見込額について

一部事務組合等の連結実質赤字額に相当する額を算定するものであり、組合の決算書により、いずれも赤字は発生していないことを確認した。

イ 充当可能財源等（基金・特定歳入など）の状況について

充当可能財源等(B)は、財政調整基金など12基金9,759,926千円、地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入（転貸債に係る償還金、公営住宅使用料等）1,646,603千円、地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額47,029,776千円で、全体では58,436,305千円となっている。前年度に比べ876,012千円（1.5%）の増加となっている。

これは、基準財政需要額算入見込額が増加したことによるものである。

表 22 充当可能財源等の状況

[単位：千円、%]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
充当可能基金	9,759,654	10,516,244	9,759,926	△756,318	△7.2
充当可能特定歳入	1,674,275	1,563,691	1,646,603	82,912	5.3
基準財政需要額算入見込額	43,749,403	45,480,358	47,029,776	1,549,418	3.4
充当可能財源等 (B)	55,183,332	57,560,293	58,436,305	876,012	1.5

(ア) 充当可能基金について

充当可能基金は合計9,759,926千円（前年度比756,318千円、7.2%減少）が計上されている。

前年度と比べ大きく増減した項目は、地域振興基金（757,704千円、18.6%減少）、国民健康保険財政調整基金（148,310千円、23.5%減少）である。

表 23 充当可能基金の状況

〔単位：千円、％〕

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
財政調整基金	3,054,918	3,207,469	3,271,867	64,398	2.0
減債基金	1,452,200	1,531,642	1,622,865	91,223	6.0
地域振興基金	3,116,670	4,079,181	3,321,477	△757,704	△18.6
国民健康保険財政調整基金	1,083,430	632,177	483,867	△148,310	△23.5
その他基金	1,052,436	1,065,775	1,059,850	△5,925	△0.6
合 計	9,759,654	10,516,244	9,759,926	△756,318	△7.2

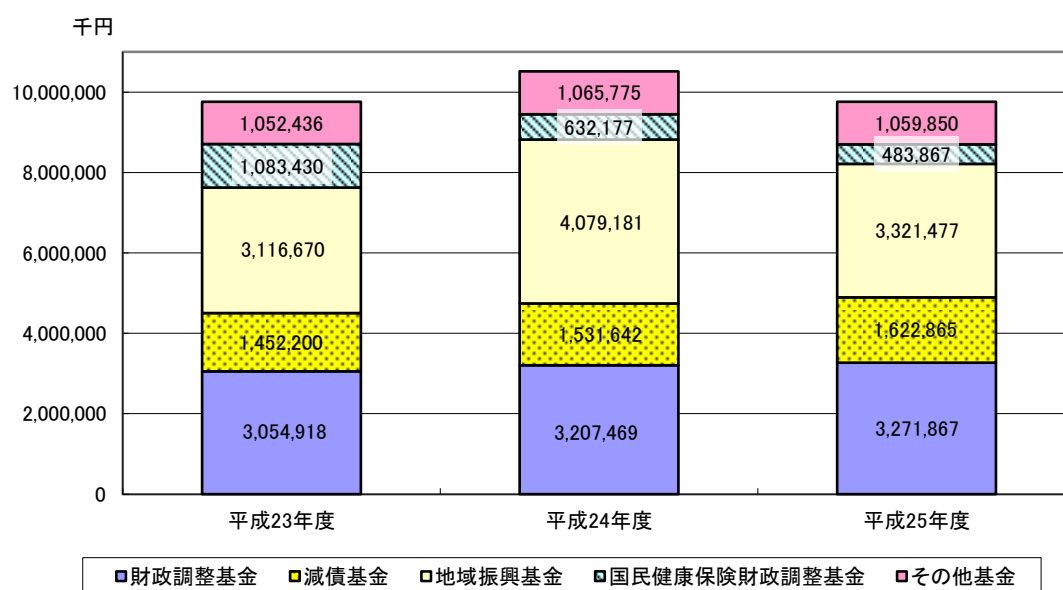


図 4 充当可能基金の推移

(イ) 充当可能特定歳入について

充当可能特定歳入として、1,646,603 千円（前年度比 82,912 千円、5.3%増加）が計上されている。主な増減は、地域総合整備資金貸付金 50,118 千円（12.6%）減少、第三セクター再生支援貸付金 15,384 千円（10.0%）減少、リハビリテーションカレッジ支援貸付金 15,385 千円（7.7%）減少、公営住宅使用料 152,732 千円（20.6%）増加、指定管理者納付金（リフレパークきんたの里）12,979 千円（418.4%）増加となっている。

表 24 充当可能特定歳入の状況

〔単位：千円、％〕

名 称	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
地方債を財源とする貸付金の償還金	827,930	750,528	669,641	△80,887	△10.8
①地域総合整備資金貸付金	458,700	396,682	346,564	△50,118	△12.6
②住宅新築資金等貸付金	0	0	0	0	-
③第三セクター再生支援貸付金	169,230	153,846	138,462	△15,384	△10.0
④リハビリテーションカレッジ支援貸付金	200,000	200,000	184,615	△15,385	△7.7

公営住宅使用料(充当見込み額)	774,253	742,340	895,072	152,732	20.6
(起債残高)	900,294	860,185	1,009,100	148,915	17.3
(平均充当率)	0.860	0.863	0.887	0.024	2.8
その他特定歳入	72,092	70,823	81,890	11,067	15.6
①指定管理者納付金 (美又温泉保養センター)	4,638	3,804	2,960	△844	△22.2
②指定管理者納付金 (リフレパークきんたの里)	4,639	3,102	16,081	12,979	418.4
③携帯電話等エリア整備事業元金 償還補助金(島根県)	2,949	4,102	3,844	△258	△6.3
④埋立処分地施設整備事業元金償還 負担金(江津市)	59,866	59,815	59,005	△810	△1.4
合 計	1,674,275	1,563,691	1,646,603	82,912	5.3

(ウ) 基準財政需要額算入見込額について

将来負担額から控除される「基準財政需要額算入見込額」として 47,029,776 千円が計上されている。前年度に比べ 1,549,418 千円(3.4%)の増加となり、将来負担比率を改善する大きな要因となっている。

過疎対策事業債や合併特例事業債等の優良債に切り替えを行ってきた結果、公債費に対する算入見込み額が増加しているためである。

また、臨時財政対策債(後年度の交付税で100%措置)の増加も改善要因である。

表 25 基準財政需要額算入見込額の内訳

[単位：千円、%]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	増減率
道路橋梁費	1,970,854	1,645,499	1,333,527	△311,972	△19.0
下水道費	3,130,795	3,250,606	3,325,609	75,003	2.3
小学校費	449,780	396,369	341,015	△55,354	△14.0
中学校費	277,025	247,342	218,816	△28,526	△11.5
保健衛生費	2,093,603	2,000,864	1,899,630	△101,234	△5.1
清掃費	1,241,521	1,109,137	974,590	△134,547	△12.1
地域振興費	566,644	480,890	395,884	△85,006	△17.7
その他	428,872	358,701	293,687	△65,014	△18.1
公債費	33,590,309	35,990,950	38,247,018	2,256,068	6.3
災害復旧費	103,317	90,299	180,072	89,773	99.4
辺地対策事業償還債	582,505	549,634	513,212	△36,422	△6.6
補正予算債償還費	976,035	838,987	697,292	△141,695	△16.9
地方税減収補てん債償還費	23,538	18,875	14,138	△4,737	△25.1
臨時財政特例対策債償還費	33,425	10,631	1,673	△8,958	△84.3
財源対策債償還費	2,321,503	2,030,380	1,732,754	△297,626	△14.7
減税補てん債償還費	903,401	750,747	596,785	△153,962	△20.5
臨時税収補てん債償還費	175,228	149,175	122,701	△26,474	△17.7
臨時財政対策債償還費	10,651,769	11,540,586	12,397,384	856,798	7.4

東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	153,210	633,210	920,950	287,740	45.4
地域改善対策特例事業債等償還費	0	0	0	0	-
過疎対策事業債償還費	9,482,865	10,432,454	11,320,792	888,338	8.5
合併特例債償還費	8,183,513	8,945,972	9,749,265	803,293	9.0
合 計	43,749,403	45,480,358	47,029,776	1,549,418	3.4

3 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の、事業規模に対する比率であり、公営企業の経営状態を表す指標である。比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A)}}{\text{事業規模 (B)}}$$

資金不足比率は、次のとおりである。

表 26 資金不足比率の推移

[単位：％]

公営事業会計名		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	増 減	経営健全化基準
法 適用	水道事業会計	-	-	-	-	20.0
	工業用水道事業会計	-	-	-	-	
法 非適用	簡易水道事業特別会計	-	-	-	-	
	公共下水道事業特別会計	-	-	-	-	
	農業集落排水事業特別会計	-	-	-	-	
	漁業集落排水事業特別会計	-	-	-	-	
	生活排水処理事業特別会計	-	-	-	-	
	国民宿舎事業特別会計	-	-	-	-	
公設水産物仲買売場特別会計	-	-	-	-		

(注) 資金不足比率が算定されない場合は「-」で記載している。

対象となるすべての公営企業（法適用、法非適用）において、資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

本市の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

各公営企業会計の資金不足（剰余）額の状況は次のとおりである。

(1) 法適用企業

法適用企業については、未払金等の流動負債と現金預金や未収金等の流動資産の差額を資金不足額あるいは資金剰余額として計上する。

水道事業会計は、流動負債(ア) 36,766 千円から流動資産(イ) 702,171 千円を引いた 665,405 千円が資金剰余額となっている。工業用水道事業会計は、流動負債(ア) 12,855 千円から流動資産(イ) 468,130 千円を引いた 455,275 千円が資金剰余額となっている。

両会計とも、資金不足額は生じていない。

表 27 法適用企業の状況

[単位：千円、％]

区 分	年 度	流動負債 (ア)	算入地方債 (イ)	流動資産 (イ)	解消可能 資金不足額 (エ)	資金不足 (△剰余)額 (A)=(ア+イ-イ)-(エ)	事業規模 (B)	資金不足比率 (A)/(B)
水 道 事 業 会 計	平成 23 年度	79,493	0	541,444	0	△461,951	858,154	△53.8
	平成 24 年度	39,084	0	604,596	0	△565,512	855,989	△66.1
	平成 25 年度	36,766	0	702,171	0	△665,405	842,362	△79.0
	増 減	△2,318	0	97,575	0	△99,893	△13,627	△12.9

工業用水道 事業会計	平成 23 年度	41,772	0	471,927	0	△430,155	94,178	△456.7
	平成 24 年度	17,524	0	461,573	0	△444,049	93,385	△475.5
	平成 25 年度	12,855	0	468,130	0	△455,275	93,604	△486.4
	増 減	△4,669	0	6,557	0	△11,226	219	△10.9

(注) 資金不足(△剰余)額は、資金不足があるときはプラス、資金剰余があるときはマイナス(△)表示とした。

(注) 資金不足比率が算定されるときは、プラス表示となり、マイナス(△)表示の場合は、参考値を示す。

(2) 法非適用企業

法非適用企業については、収益的収支と資本的収支における歳出額と歳入額の差額が資金不足額又は資金剰余额となる。

すべての特別会計において、資金不足額は生じていない。

表 28 法非適用企業の状況

[単位：千円、%]

区 分	年 度	歳出額 (7)	算入地方債 (イ)	歳入額 (ウ)	解消可能 資金不足額 (エ)	資金不足 (△剰余)額 (A)=(7+イ-ウ)-(エ)	事業規模 (B)	資金不足比率 (A)/(B)
簡易水道事 業特別会計	平成 23 年度	1,160,718	0	1,161,153	0	△435	308,693	△0.1
	平成 24 年度	1,082,816	0	1,083,150	0	△334	310,462	△0.1
	平成 25 年度	1,122,172	0	1,122,760	0	△588	307,228	△0.2
	増 減	39,356	0	39,610	0	△254	△3,234	△0.1
公共下水道 事業特別会 計	平成 23 年度	633,120	0	633,231	0	△111	69,706	△0.2
	平成 24 年度	671,648	0	671,707	0	△59	74,600	△0.1
	平成 25 年度	910,051	0	910,104	0	△53	76,821	△0.1
	増 減	238,403	0	238,397	0	6	2,221	0.0
農業集落排 水事業特別 会計	平成 23 年度	415,087	0	415,198	0	△111	66,535	△0.2
	平成 24 年度	483,598	0	485,004	0	△1,406	76,259	△1.8
	平成 25 年度	501,533	0	501,584	0	△51	80,372	△0.1
	増 減	17,935	0	16,580	0	1,355	4,113	1.7
漁業集落排 水事業特別 会計	平成 23 年度	62,875	0	62,880	0	△5	12,246	0.0
	平成 24 年度	58,888	0	58,893	0	△5	14,495	0.0
	平成 25 年度	55,964	0	55,967	0	△3	14,590	0.0
	増 減	△2,924	0	△2,926	0	2	95	0.0
生活排水処 理事業特別 会計	平成 23 年度	76,694	0	76,725	0	△31	12,728	△0.2
	平成 24 年度	63,946	0	63,964	0	△18	15,180	△0.1
	平成 25 年度	68,224	0	68,224	0	0	16,000	0.0
	増 減	4,278	0	4,260	0	18	820	0.1
国民宿舎事 業特別会計	平成 23 年度	74,620	0	74,620	0	0	244,266	0.0
	平成 24 年度	78,163	0	78,163	0	0	212,676	0.0
	平成 25 年度	86,503	0	86,503	0	0	212,740	0.0
	増 減	8,340	0	8,340	0	0	64	0.0
公設水産物 仲買売場特 別会計	平成 23 年度	15,149	0	17,346	0	△2,197	17,314	△12.7
	平成 24 年度	18,350	0	18,644	0	△294	16,436	△1.8
	平成 25 年度	15,418	0	17,476	0	△2,058	16,745	△12.3
	増 減	△2,932	0	△1,168	0	△1,764	309	△10.5

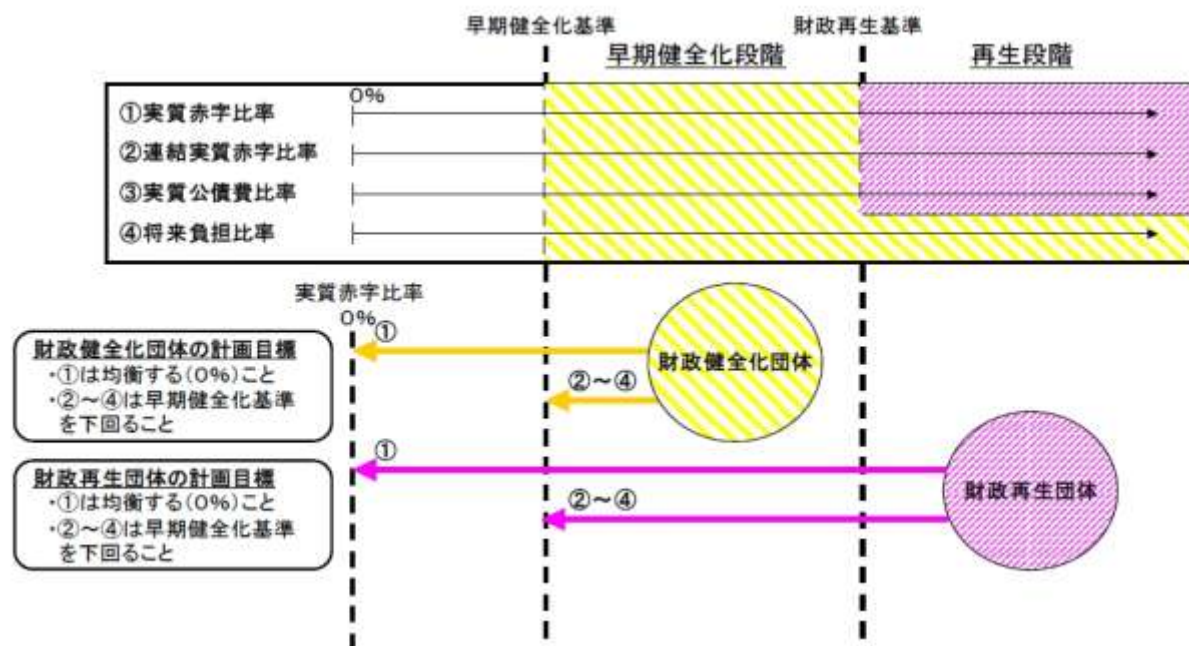
(注) 資金不足(△剰余)額は、資金不足があるときはプラス、資金剰余があるときはマイナス(△)表示とした。

(注) 資金不足比率が算定されるときは、プラス表示となり、マイナス(△)表示の場合は、参考値を示す。

第5 まとめ

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならない。また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならないこととなっている。

財政の早期健全化、財政の再生における計画目標を図示すると、以下のとおりである。



〔総務省 HP「健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説」より〕

図5 財政の早期健全化、財政の再生における計画目標

本市の当年度の健全化判断比率は、いずれの数値も前年度と比べ改善しており、すべての比率が早期健全化基準未満であった。また、資金不足比率においても、いずれも資金に不足が生じていないことから該当の数値は算定されていない。

しかし、地方債の残高については、平成27年度までの集中投資期間であることや災害復旧事業などにより増加傾向となっており、今後も下水道整備などにかかる地方債の発行が見込まれる。このため、地方債発行にあたっては、借入限度額の設定を行うなど必要最低限の発行とし、地方債発行総額の適切な管理に努めるとともに、地方債利子の軽減策として、引き続き繰上償還の実施や低利な地方債への借り換えを行うなど負担軽減に努められたい。

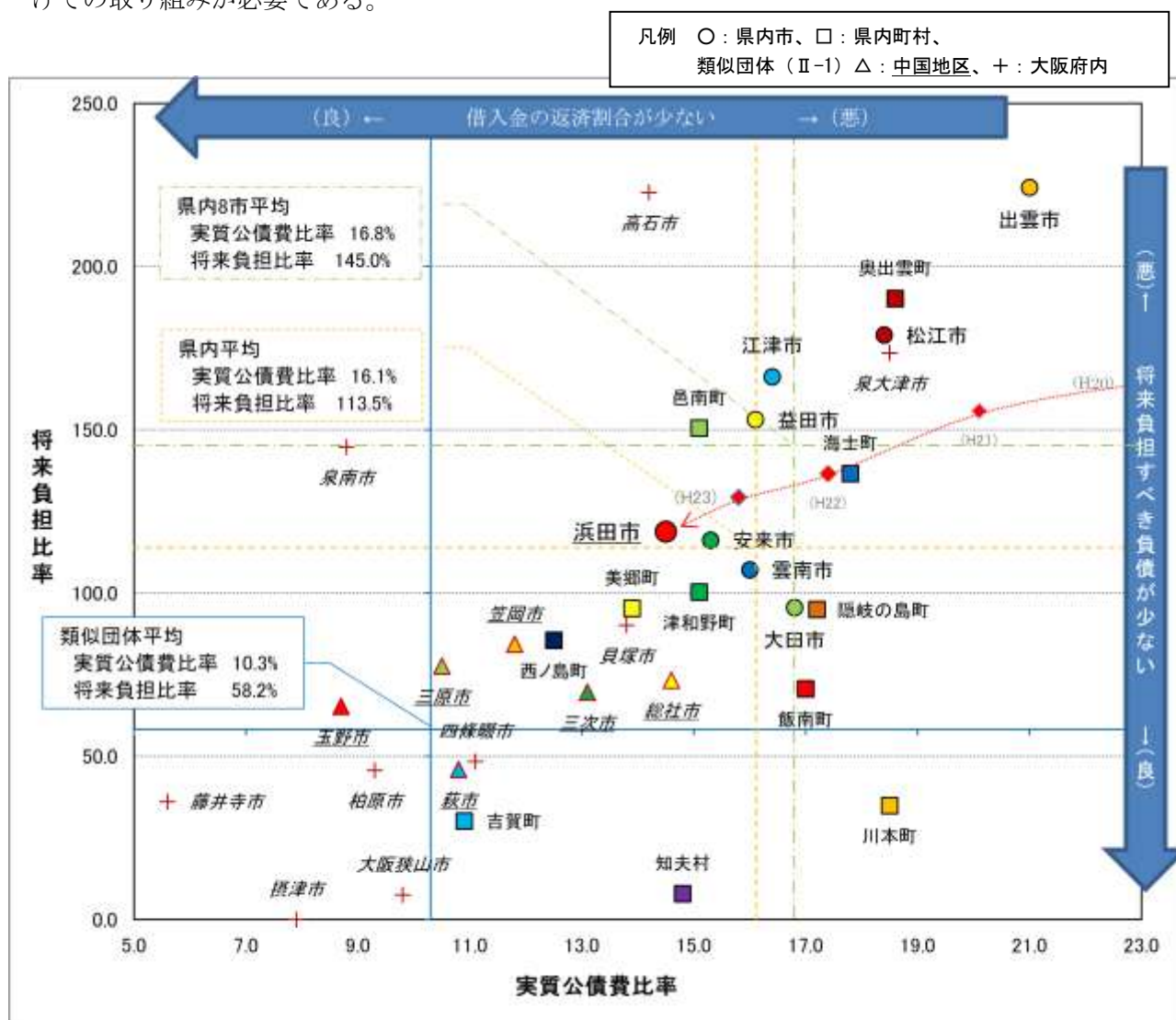
また、公営企業会計については、基本的には独立採算による事業運営を図っていくことが望まれる。当年度において赤字を計上した会計はないが、これらの多くは一般会計等からの基準を超える繰入金により収支均衡を確保した結果である。特に簡易水道事業との統合を控えた水道事業会計については、経営状況の的確な把握による経費の見直しや業務改善等による収入の向上に努めるとともに、水道料金改定という経営上重要な課題についても検討が必要である。スピード感を持った的確な経営判断がなされることを望むものである。

さらに、一部事務組合、第三セクター等についても、本市の健全化判断比率に影響を及ぼすため、所管課は日頃から団体の経営状態等を注視し、将来、本市の財政負担とならないよう財政状況等を

的確に把握し、健全性の確保を図っていくことが重要である。特に、定期監査や財政援助団体等監査を通じて問題が明らかになった団体及び市の負担額が増加している団体については、その経営状態等の詳細な状況把握に努められたい。

他市のデータが揃う平成 24 年度の数値（実質公債費比率と将来負担比率）で比較して図示すると、下図のとおりとなった。左下に位置しているほど、概ね財政状態が良いと言える。

本市の健全化判断比率は着実に改善しており、現在では県内上位に位置するようになったが、類似団体と比較すれば未だ高い状況にあり、全国レベルでは下位に位置している。引き続き改善に向けての取り組みが必要である。



〔総務省 平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）データより作成〕

図 6 将来負担比率と実質公債費比率からみた財政状況（平成 24 年度）

本市の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも国の示す基準との比較では健全段階の範囲であった。しかしながら、これらの比率はあくまでも財政の不健全性の度合いを示す目安に過ぎない。今後も健全化判断比率が国の定める早期健全化基準に近づかないよう、当該比率に加え、従来から用いている財政指標なども判断基準に含め、適正に財政状況を把握し、健全で安定的な財政運営に努められるよう望むものである。